

令和7年度山形県DXコミュニケーション展開支援・DX実現伴走支援事業 業務委託公募型プロポーザル実施要領

令和7年度山形県DXコミュニケーション展開支援・DX実現伴走支援事業業務委託の内容、当該業務に係る公募型プロポーザルに参加する者の資格、手続、審査等について、次のとおり定める。

I 業務概要

1 委託業務名

令和7年度山形県DXコミュニケーション展開支援・DX実現伴走支援事業業務

2 事業の目的

山形県では、将来において生産年齢人口の減少が見込まれ、山形県内の企業等（以下「企業等」という。）は少ない労働力で生産性の維持・向上をさせるためのDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進していく必要がある。

しかし、未だDXに対して無関心・様子見の企業等が多数存在しており、このような企業等に対して、積極的にアプローチして啓発等を実施していく必要がある。また、DXに取り組む意欲のある企業等であっても、対応できる人材がいない等の理由によりDXに取り組めない場合があり、課題の整理や解決に向けた支援が必要である。

このため、この事業は、DXに関し知識の豊富な専門家が、①企業等への訪問によるヒアリング及びDXレベル診断（DX推進指標又はこれに準じた独自の指標を用いて当該企業等のDXの水準を分析し、その結果を伝えることをいう。）を通じ、DXに取り組むための情報の提供や課題の抽出を行うとともに、DXに取り組む企業等を掘り起こすこと、及び②DXに取り組む意欲のある企業等が将来的に自走できるように伴走支援することを目的とする。

3 事業の実施方法

この事業は、「デジタル田園都市国家構想交付金」を活用した事業として、委託により実施する。

4 業務の内容（委託内容）

別添「令和7年度山形県DXコミュニケーション展開支援・DX実現伴走支援事業業務委託基本仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

5 委託期間

契約締結の日から令和8年2月28日までとする。

6 提案上限額

13,002,000 円。ただし、次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定める額の合算額とすること。

(1) DXコミュニケーション展開支援事業 10,582,000円（消費税及び地方消費税を含

む。)

(2) D X実現伴走支援事業 2,420,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

7 委託契約の方法

(1) 契約方法

随意契約

(2) 契約の相手方の選定

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して優秀な提案者1者を選定し、随意契約の相手方の候補とする手続（以下「公募型プロポーザル」という。）による。

(3) 契約の根拠

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号

8 公募型プロポーザルに参加する者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと。

(3) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のないものを除く。）。

(4) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。

(6) 宗教活動又は政治活動を目的とする者でないこと。

(7) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する場合を除く。）。

イ 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(8) 共同企業体に参加する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(7)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で参加していないこと。

9 事務担当

山形県産業労働部産業技術イノベーション課 産業科学技術政策担当

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電話：023-630-2368

FAX：023-630-2695

E-mail：ysaninno@pref.yamagata.jp（*を@に変えてください）

II 応募要領

1 応募書類の提出等に関する事項

(1) 参加申込み

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、令和7年4月9日(水)午後5時15分までに次の書類を提出し、参加要件を満たしているか確認を受けること。

イ 参加申込書（様式第1号） 1部

ロ 誓約書（様式第2号） 1部

ハ 公募型プロポーザルに参加を希望する者の概要がわかる資料（パンフレット、定款及び直近の決算書又はこれらに類する書類） 各1部

(2) 企画提案書の提出

参加要件の確認を受けた者は、令和7年4月16日（水）午後5時15分までに、次の書類を提出すること。

企画提案書（様式第3号） 7部

(3) 書類の提出方法

持参又は郵送により提出すること。

持参の場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日を除く午前9時から午後5時15分までに提出先に持参すること。

郵送の場合は、提出期限までに提出先に到着したものに限り受け付ける。

(4) 提出先

「I 業務概要」の「9 事務担当」に同じ。

(5) その他

イ 応募できる件数は、1参加者につき1件限りとする。

ロ 企画提案書は、「III 企画提案書作成要領」に基づき作成すること。

ハ 提出された書類は、記載すべき事項の過不足等の有無について外形審査を行い、

適正と認められるもののみを受理する。

ニ 応募書類の提出後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。

2 質問に関する事項

(1) 受付期限

令和7年4月7日（月）午後5時15分

(2) 問合せ先

「Ⅰ 業務概要」の「9 事務担当」に同じ。

(3) 方法

提案に関する質問は、質問書（様式第4号）を作成の上、電子メールによること。

（件名は「山形県DXコミュニケーション展開支援・DX実現伴走支援事業業務委託への問合せ」とすること。）

(4) 回答

質問への回答は、その都度、山形県ホームページにおいて回答する。

3 審査及び結果の通知

(1) 審査は、書類審査及びプレゼンテーションの実施により行う。プレゼンテーションは、テレビ会議システム等を使用する場合がある。

(2) 審査については、「令和7年度山形県DXコミュニケーション展開支援・DX実現伴走支援事業業務委託公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき設置する審査委員会において、「Ⅳ 審査基準」に基づきあらかじめ定めた審査基準及び審査・選定方法により行う。

(3) 審査委員会において審査員の各評価点の合算が最高点の者を、最優秀提案者（委託契約候補者）として選定する。応募者が1者のみである場合についても、同様とする。

(4) (3)にかかわらず、提出された提案の内容について、契約の目的を十分に達成できないものであると判断したときは、最優秀提案者を選定しないことができる。

(5) 最優秀提案者を選定した後は、産業労働部所管事業指名業者選定審査会に諮り、随意契約の相手方を選定する。

(6) 審査の結果は、各参加者に対し書面で通知する。なお、審査結果に対する異議は一切受け付けない。

4 失格要件

企画提案者が次のいずれかに該当した場合は、審査委員会で審査の上、当該提案者を失格とすることがある。また、受託者候補の選定後、契約の締結前までに当該選定者に同失格事由が発生した場合も同様とし、その場合の取扱いについては、審査委員会において協議し、決定することとする。

(1) 公募要領等に定めた資格・要件が備わっていないとき。

(2) 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

(3) 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募要領等で示した要件に適合しないとき。

- (4) 企画提案書に虚偽の記載があった場合
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (6) 企画提案書の提出期限以降において、「Ⅰ 業務概要」の「8 公募型プロポーザルに参加する者の資格」に定める要件を満たさなくなった場合
- (7) その他審査委員会において不適切と認められた場合

5 企画提案書等に係る著作権その他の取扱い

- (1) 採用した企画提案書の著作権は山形県に帰属する。また、不採用となった企画提案書の著作権は企画提案者に帰属することになるが、提出された企画提案書等の提出書類は返却しない。
- (2) 企画提案書に掲載する各種データの調査・収集、収集したデータ及びコンテンツの使用承認等に係る必要な手続きは企画提案者が行うものとする。
- (3) 公募型プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理において、県が必要とするときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (4) 企画提案書等の応募書類は、山形県情報公開条例(平成9年12月県条例第58号)の規定による請求に基づき、第三者に開示する場合がある。

6 参加辞退

企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「Ⅰ 業務概要」の「9 事務担当」に報告すること。

7 契約締結

- (1) 委託契約候補者に対し、見積書の提出等所定の手続を経た上で、当該業務の委託契約を締結する。
- (2) 契約に当たっては、契約書を取り交わすこととし、契約保証金は契約金額の100分の10に相当する金額以上の額とする。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。また、委託料については概算で契約し、実績額をもって精算を行うものとする。
- (3) 委託の内容は、締結される委託契約書によるものとする。
- (4) 業務委託に係る契約手続等は、「Ⅰ 業務概要」の「9 事務担当」において行う。
- (5) 契約締結後、契約内容に変更が生じる場合は、受託者はあらかじめ委託者と協議の上、委託者の承認を得た上で変更することができるものとする。
- (6) 受託者に、受託業務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、それらの権利を委託者に移転する。

8 費用負担

企画提案書作成のほか公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

9 その他

- (1) この公募型プロポーザルは、国による令和7年度デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）の交付決定を前提に実施するものであり、当該交付決定がされなかった場合には、この公告は効力を有しない。
- (2) この公募又は契約については、県の都合により変更又は中止する場合がある。
- (3) 提案者がいない場合は、一旦公募型プロポーザルの実施を中止し、業務内容等について再検討の上、改めて募集を行うこととする。

Ⅲ 企画提案書作成要領

1 企画提案書の様式及び内容

(1) 企画提案書の様式

企画提案書（様式第3号）による。

(2) 企画提案書の内容

企画提案書には、令和7年度山形県DXコミュニケーション展開支援・DX実現伴走支援事業業務委託仕様書及び以下の各事項を踏まえ、記載すること。

イ 事業内容

仕様書中の「5 委託業務の内容」に示す項目を参考に、業務の具体的な内容、スケジュール、事業の実施体制その他提案する内容に付随する事項を全て盛り込み記載すること。

ロ 業務に係る事業費積算内訳

「I 業務概要」の「6 提案上限額」で示している金額を上限として、業務に係る事業費積算を記載すること。

ハ 留意事項

(イ) 提案は、全て企画提案書に記載すること。

(ロ) 提案書内容及び様式

- a 原則A4版の大きさで、表紙、目次は含まず15頁以内、縦置き左綴じ、文字横書きの冊子とし、各頁下部に表紙、目次を除き通し番号とし印字すること。片面使用で多色仕上げ可。冊子の形態は自由で、綴じ込み、ダブルクリップ等の形態を問わない。
- b 図表等を使用する場合にあつて説明上やむを得ない場合、A3版の大きさの用紙の使用も可とするが、この場合、当該用紙は折り込み、A4版の大きさの冊子・綴りにすること。
- c 企画内容は、出来る限り具体的に記述し、記載内容から事業内容をイメージできるようにすること。

2 記載に当たっての留意点

各様式に付されている留意点に従って記載すること。

(1) 業務に係る事業費積算内訳

この業務委託に係る事業費に限るものとし、次に掲げる項目を内訳として積算すること。この場合において、DXコミュニケーション展開支援に係る部分とDX実現伴走支援に係る部分のそれぞれの内訳がわかるようにすること。

- イ 人件費
- ロ 交通費
- ハ 資料作成経費
- ニ その他この業務の履行に要する経費

(2) 留意事項

- イ 積算に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を含む価格並びに積算内訳を記載すること。
- ロ (1)のニに掲げる経費については、企画提案の段階では、定率や定額などの概算での積算を可能とする。業務完了後の実績報告書及び収支精算により委託料を確定する際には、その内訳を支出帳票等に基づき明確にすること。

IV 審査基準（100 点）

	審査項目	採点視点	配点
1	事業者評価	- 過去に類似の業務実績があり、ノウハウから業務を適切に遂行する能力が見込まれるか。 - 提案者（提案者が共同企業体である場合にあっては、その構成員の全員）は、DX認定事業者（情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第31条の規定に基づく経済産業大臣の認定を受けた事業者をいう。）であるか。	10
2	事業内容（DXコミュニケーション展開支援事業関係①）	- DXコミュニケーション展開支援事業の企画・管理業務について必要となる知見や体制を有しているか。 - DXコミュニケーション展開支援事業の目的や成果目標を実現するための運営内容となっているか。 - 外訪活動をする人材は、DXに関する知見を有する者となっているか。	20 (採点×2)
3	事業内容（DXコミュニケーション展開支援事業関係②）	- DXコミュニケーションの訪問計画について、効率的な企業訪問となるような工夫がされているか。 - 作成予定の誘引コンテンツはDX無関心層へアプローチする上で有効なものとなっているか。	10
4	事業内容（DXコミュニケーション展開支援事業関係③）	公益財団法人やまがた産業支援機構その他の産業支援機関との連携を行える知見及び体制を有しているか。	10
5	事業内容（DX実現伴走支援事業関係）	- 専門家のDXに関する知見は、業種・業態・規模等が異なる様々な企業のDXの推進、経営課題の解決に有効であるか。 - 対応できる専門家の人数は、支援件数に対し十分であるか。	20 (採点×2)

6	独自活動	・仕様書に基づく業務のほか、高い実効性の期待できる独自の創意工夫がされた提案内容となっているか。	20 (採点 × 2)
7	価格	・事業経費の配分は適切か。 ・経費の積算は企画内容に対して妥当か。	10
合 計			100